

業務指示書

カンボジア国物流システム改善に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：物流政策にかかる各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合物流政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合的な物流政策にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 国際物流競争戦略】

- 1) 類似業務の経験：国際物流戦略にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月30日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.02794 円, US\$1 = 111.326 円, EUR1 = 124.403 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合物流政策
国際物流競争戦略

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱い、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
カンボジア国物流システム改善に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合物流政策	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 国際物流競争戦略	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

カンボジア政府は 2015 年 3 月に新たな成長戦略として産業開発政策（Industrial Development Policy 2015-2025：IDP）を策定し、現在の経済成長を支える労働集約型産業から、よりスキル・技術労働者中心の産業形態への転換を 2025 年までに実現させることを目標とした。IDP では目標達成のために包括的な施策を定め、特に 2018 年末までに実施する 4 つの優先課題として、①工業用電力価格削減、②物流システムマスタープラン策定及び実施、③労働市場メカニズム強化と技術訓練、④シハヌーク州を多目的経済特区モデルとして開発、を挙げて取り組みを始めている。

このうち、物流システムマスタープラン策定及び実施は、運輸インフラを担当する公共事業運輸省（MPWT）を中心に推進する体制を整えつつある。MPWT は 2016 年 10 月に同省に物流総局（GDL）を新設するとともに、2017 年 6 月に設置予定の National Logistics Council（NLC）及び National Logistics Steering Committee（NLSC）を通じて省庁が連携して取り組む体制整備を進めている。

今般、カンボジア政府が我が国政府に対して、物流システム改善に係る技術協力を要請したことを受け、カンボジア政府等関係機関との協議及び基礎情報の収集・分析を通じ、本格協力の検討準備を行う。

2. 調査の目的

日本政府による要請採択後の速やかな本格協力※の実施に向けて、次の業務を実施する。（※本格協力は、①物流システムマスタープラン（包括 MP）策定、②物流システム改善施策の実施、を想定）

- 1) 物流システム改善の戦略的なビジョンを定める
 - ・ IDP をはじめとする既存計画、運輸セクターの既存調査を活用
 - ・ NLC 及び NLSC の協議・意思決定枠組みを活用
- 2) 短期優先施策リスト（＝短期計画）を確認する
 - ・ 物流の主要なボトルネックを特定し、速やかに着手すべき施策リストを選定
 - ・ 2018 年初頭から技術協力として支援する施策の具体的な実施計画案を含む
- 3) 物流システムマスタープラン（包括 MP）（＝中長期計画）策定の調査方針案を作成する
 - ・ ビジョンの実現に向けた包括 MP 策定時の重点検討事項を選定

3. 調査対象地域及び対象交通モード

- (1) 業務対象地域
カンボジア全国
- (2) 対象交通モード
陸上交通（道路、鉄道）、水運（海運、内陸水運）、航空

4. 相手国関係機関

公共事業運輸省 物流総局

General Department of Logistics, Ministry of Public Works and Transport（GDL）

※本調査のカウンターパート機関は公共事業運輸省であるが、カンボジア政府が 2017 年 6 月設置予定の National Logistics Council（NLC）及び National Logistics Steering Committee（NLSC）の省庁横断的な枠組みを通じ、物流関連省庁・組織と連携して調査を実施する。

5. 調査の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に記載する事項を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 及び相手国関係機関に対し説明・協議のうえ、提出する。

6. 調査実施上の留意事項

(1) カンボジア政府の時間軸に合わせた迅速な着手と成果発現

2015 年 3 月策定の IDP は 2018 年末を第一の目標年としており、物流システムマスタープラン策定及びその実施が求められている。そのため、MPWT は 2017 年内には対外的に「戦略マスタープラン」(戦略 MP) を打ち出し、2018 年には優先施策に着手しているスケジュールを考えている。

そこで本調査では MPWT のスケジュールを十分に勘案し、2017 年内に物流システム改善に係るビジョンと短期的優先施策リストからなる戦略 MP の速やかな作成を支援すること。

(2) 戦略的なビジョン策定

IDP が目標とするスキル・技術労働者中心の産業形態への転換、カンボジア政府の上位計画が定める国内開発方針、ASEAN/メコン地域における産業動向・国際物流網における競争環境等の状況、カンボジアの物流システムの現状分析、民間事業者のニーズ・キャパシティ、MPWT の物流課題意識を踏まえて、国際物流及び国内物流システム改善を進めるにあたっての戦略的なビジョンを策定する。ビジョンの目標年次は IDP と同じ 2025 年とする。

(3) 実行性を伴う短期優先施策リストの確認

IDP 及び運輸交通セクターの既存計画・調査を最大限活用して物流の主要なボトルネックを特定し、ハード及びソフトインフラを含む短期優先施策リストを確認する。特に 2018 年初頭から施策を実施するスケジュールを念頭に、最優先で実施すべき施策には具体的な実施主体・実施方法・投入リソースの検討を加え、実行性を伴う最優先施策の実施ロードマップを作成する。最優先施策のうち、日本のリソースの活用が相応しいものは、本格協力での速やかな実施や、資金協力案件の案件形成につなげることを想定している。

(4) 物流システムマスタープラン(包括 MP) 策定方針の検討

本格協力で支援する包括 MP 策定では、カンボジア政府の産業開発政策に合致し、国際経済の中で産業競争力の維持・拡大に資する戦略的な物流システム改善計画を検討する必要がある。国内外の運輸・物流、産業、経済等に係る既存データ・調査・計画をレビューし、包括 MP 策定にあたり追加収集が必要なデータ、重点課題分野、重点対象地域、分析手法等の検討事項を整理し、本調査で定めるビジョンの実現に向けた包括 MP 策定の調査方針案を作成する。

(5) 省庁横断的な協議枠組みの活用

NLC 及び NLSC の事務局である GDL に対し、両委員会での議題提供を通じて委員会運営を側面支援する。これにより両委員会の枠組みのもとで、ビジョンや優先施策について省庁横断的な合意形成と政府の戦略的な意思決定が行なわれ、物流システム改善が全政府的に推進される動きにつなげることを狙いとする。委員会運営では

GDL/MPWT が議論をリードするとともに委員による意思決定の判断材料となる簡明な資料の提供が求められる。本調査開始時に理想的な各委員会開催時期を GDL と相談し、GDL による日程調整を促す。

(参考：各委員会の構成)

NLC	議長:首相、事務局:MPWT、開催頻度:年1回 メンバー:MPWT 大臣、経済財政省大臣、商業省大臣、カンボジア開発評議会事務局長
NLSC	議長:MPWT 大臣、事務局:MPWT 物流総局、開催頻度:4 半期毎 メンバー:経済財政省、商業省、内務省、農業水産森林省、環境省、工業省、外務省、土地都市建設省、地方開発省、計画省、郵政通信省、保健省、カンボジア開発評議会、民間航空庁、中央銀行、関税消費税総局、CAMCONTROL、シハヌークビル港湾公社、プノンペン港湾公社、トラック協会、フォワーダー協会、商工会、SEZ 協会、大学他

加えて、MPWT 大臣は MPWT の全総局長からなる Internal Coordination Committee を設置し、MPWT 大臣が議長を務めて毎月～開催予定である。本調査の進捗の説明や報告は同委員会を最大限活用して意見交換や合意形成を進める。

(6) C/P の能力強化・連携

調査期間を通じ、C/P である MPWT 物流総局の能力強化を行う。また、データ収集等は物流総局の積極的な協力が期待できるため、効果的な連携を行う。

(7) データの客観性重視

2016 年 10 月に行われた官民合同会議の場では、日本側からの物流コスト低減要望に対し、コストが他国に比して高いことの客観的事実を十分なサンプル数でもって示す必要性がカンボジア政府側から指摘された。これを踏まえ、本調査及び本格協力の包括 MP 策定段階における物流課題分析ではデータの客観性を確保することに留意する。

(8) アドバイザー、他ドナーとの調整等

本調査の実施では、カンボジア側が助言を得ている Dr. Ruth Banomyong (タイ・タマサート大学)、世界銀行が準備中の技術支援と連携し、相乗効果を得るための調整が必要であり、それぞれ意見交換の機会を積極的に設ける。また、運輸・物流セクターに係る日本政府の実施プロジェクト・支援計画との整合性も考慮する。

(9) 民間企業ニーズ・キャパシティの把握

物流改善は民間企業との協働無しには進まないため、既存の官民対話枠組みを活用し、カンボジアの物流関連民間企業団体・企業のニーズ、技術レベルを確認し、本調査の検討に活用する。加えて現地日系企業をはじめとする企業ヒアリングを行い、産業振興や物流事業者の観点からも、物流課題・改善ニーズを収集する。

(10) 環境社会配慮

本調査では、2018 年初頭からの開始を想定する本格協力コンポーネント（包括 MP 策定、物流システム改善施策（本調査で提案する最優先施策から選定）の実施に係る環境社会配慮上の留意点をとりまとめ、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）上求められる、予備的スコーピング及び情報公開用の環境社会配慮調査結果（案）（英文）を作成する。

7. 業務の内容

上記6. 調査実施上の留意事項に基づき、コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とする。その場合は、理由を明記すること。

(1) インセプションレポート (IC/R) の説明・協議等

1) インセプションレポートの作成

GDL が収集・整理した既存計画・調査及び周辺国の物流政策文書等からなる参考文献リスト掲載資料をレビューし、本調査の実施方針を検討する。本調査の序盤で議論するビジョン案、短期優先施策リスト案、包括 MP の調査方針骨子案は素案を予め準備して IC/R にとりまとめ、第1次調査に臨む。

2) インセプションレポートの協議

実施機関に対して IC/R を説明・協議し、基本的了解を得るとともに、本調査で検討するビジョン、短期優先施策リスト、本格協力で策定する包括 MP 策定の調査方針案の作成について問題意識を共有する。関連省庁・組織に対しても実施機関と共に IC/R の説明機会を設け、調査主旨を説明し、必要な調査協力を依頼する。

(2) 物流セクター及び産業政策等の関連計画に係る最新情報収集及び分析、他ドナーの支援動向把握

1) 最新情報の収集・分析

物流及び産業開発、社会経済・貿易動向等に関する収集済みの既存計画・データで不足する情報及び最新の現地事情を収集する。

2) 国際物流網の現状把握

周辺国を含む物流網・産業・市場配置を分析し、メコン地域における物流ハブ戦略構想の方向性の検討材料を整理する。

3) 物流コスト及びパフォーマンス分析

現在の物流サービスのコスト及びパフォーマンスを周辺国等との相対的な評価を加えて分析し、優先的に改善すべき事項の検討材料を整理する。

4) インフラ整備状況の把握

周辺国を含むインフラキャパシティと活用度を分析し、調和と競争の観点からインフラ整備方針を検討する。

5) 関連法制度・組織の把握

現在の物流関連法制度、官民双方の組織の現状を把握し、改善施策の検討材料を整理する。

6) 産業を支える物流・サプライチェーンの分析

現在の主要産業のサプライチェーンを分析し、産業を支える物流の現状を把握するとともに、IDP に沿った産業振興に求められる物流機能を検討する。

7) 他ドナー等の支援計画、民間企業の投資計画等にかかる情報収集及び分析

他ドナー等の支援状況、関連プロジェクトの実施状況、民間企業による開発・投資計画を確認する。

8) NLC 及び NLSC 設立・運営状況の確認及び本調査スケジュールとの調整

カンボジア政府が 2017 年 6 月に設置予定の NLC 及び NLSC の設立状況及び運営状況を確認する。また、両委員会の審議で本調査の分析・提案内容が活用されるように、委員会事務局を務める GDL と委員会運営のスケジュールを相談・調整する。

- (3) カンボジア政府等関係機関や民間企業との協議を通じた物流課題の抽出
カンボジア政府及び民間企業団体、現地日系企業等へのヒアリングを通じ、現地関係者のニーズ、問題意識を把握する。物流システムの現在のボトルネックを特定するとともに、将来の課題を検討する。
- (4) 物流システム改善に係るビジョン案の作成
- 1) ビジョン案の検討
物流システム改善に係るカンボジア政府の問題意識として、IDP ではマルチモーダル輸送、南北経済回廊の強化が挙げられ、MPWT 大臣からはメコン地域の物流ハブを狙うとの発言がある。これらをはじめとするカンボジア側の問題意識を踏まえるとともに、カンボジアの産業開発において物流改善に求められる課題や隣国との競争環境、国内の開発課題を分析し、物流システム改善に係るビジョンを検討する。目標年次は IDP に合わせて 2025 年とする。
 - 2) ビジョン案に基づく政策目標案の設定
ビジョンの実現に向けて中長期的に達成すべき政策目標を検討する。各政策目標はモニタリング指標となる項目案（例えば物流コストを○%削減、輸送時間を○時間短縮等）を含めて提案する。
- (5) 短期優先施策リスト案の確認（最優先施策の選定を含む）
- 1) 短期優先施策の検討
カンボジアの物流システム改善にあたり、速やかに着手すべきハード及びソフトインフラを含む優先施策を選定する。並行して検討するビジョンとの整合性に留意は必要であるものの、中長期的な方針を定めるビジョンに比べ、短期的優先施策リストは既に直面している基本的な課題に対して迅速に対処すべき事項を抽出するものである。
 - 2) 最優先施策の選定
短期優先施策リスト案から、2018 年初頭から着手すべき最優先施策を数件選定する。選定では、課題優先度に加えて早期着手の現実性も検討する。最優先施策のうち、日本の技術支援を想定し、民間企業・団体のノウハウを移転するような施策を提案する場合は、投入する本邦リソースへのヒアリングを実施する等により、提案する施策の実現性を確認する。日本の資金協力を想定する候補案件は、協力準備調査等による案件形成の方針を検討する。
- (6) 本格協力で実施する包括 MP の調査方針骨子案作成
ビジョン案の実現に向けて実効性のある包括 MP を策定するにあたり、求められる調査項目、調査手法、分析に必要なデータ及びその入手方法を検討する。
- (7) R/D 案協議への協力（2017 年 9 月中旬予定）
JICA 団員と共にカンボジア側関係機関との協議に参加し、本格協力の実施に向けた M/M 案、R/D 案の作成に協力する。R/D 案には本調査で検討するビジョン案、包括 MP の調査方針骨子案、最優先施策案が含まれる。
- (8) インテリム・レポート作成
以上の調査進捗をインテリム・レポートとしてとりまとめる。

(9) インテリム・レポートの説明・協議

JICA の内容承認の後、カンボジア側に説明し、協議を行いコメントを得る。

(10) NLSC での審議支援（実際の開催時期に応じて対応）

インテリム・レポートの要点（物流システム改善に係る一連の実施スケジュール、ビジョン案・政策目標案等）について NLSC で審議しコメントを得られるように、委員会資料を作成する。

(11) 物流システム改善に係るビジョンのとりまとめ

ビジョン案、政策目標案に対するカンボジア側コメントに対応のうえ、ビジョンを政策目標と共にとりまとめる。

(12) 本格協力で実施する包括 MP の調査方針案作成

- 1) 本格協力での実施を想定する包括 MP 策定の実施手法、調査規模、留意点を検討する。特に今後の産業開発の観点から、注目すべき産業分野、地域特性、求められる物流システムの機能、物流関連の最新技術等を検討し、包括 MP 策定の際の重点検討事項を挙げる。あわせて、包括 MP 策定時に活用できる既存データの有無、追加収集すべきデータ、分析手法を提案する。
- 2) 本格協力での再委託が想定される業務内容を検討し、再委託業務の TOR 案を検討すると共に、請負可能な能力を持つローカルコンサルタントの情報を収集する（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価実績など）。

(13) 最優先施策の実施ロードマップ作成

最優先施策の実施ロードマップを作成し、実施主体・実施方法・投入リソースを具体的に提案する。2018 年初頭にはカンボジア側及び日本側がそれぞれ着手するスケジュールを想定する。

(14) 本格協力の実施に向けた環境社会配慮に係る情報収集・整理

- 1) 2018 年初頭からの開始を想定する本格協力コンポーネント（包括 MP 策定、物流システム改善施策（本調査で提案する最優先施策から選定）の実施）の実施に係る環境社会配慮上の留意点ととりまとめ、JICA 環境社会配慮ガイドライン上、求められる情報公開用の環境社会配慮調査結果（案）（英文）を作成する。
- 2) 本格協力コンポーネントを実施する際の環境社会配慮手続きを想定し、包括 MP は戦略的環境アセスメント（SEA）、物流改善施策の実施は環境社会配慮確認に関するカンボジア国内法制度を確認し、本格協力段階において環境社会配慮が求められる範囲を確認する。なお、実際の環境社会配慮手続きを含む対応は、本格協力段階で実施する。
- 3) 本格協力段階での再委託業務の要否の検討と併せ、環境社会配慮手続き実施に必要な費用及びカンボジア側との費用分担を検討する。

(15) ドラフト・ファイナルレポート作成

これまでの調査進捗をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめる。

- (16) 広報ツールの作成
プロジェクト概要や成果をわかりやすく伝えるための広報パンフレットを作成する。制作にあたっては現地再委託を認めることとし、必要経費を本見積りに含めること。
- (17) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議
JICA の内容承認の後、カンボジア側に説明し、協議を行い、コメントを得る。
- (18) NLC 及び NLSC での審議支援（実際の開催時期に応じて対応）
ドラフト・ファイナル・レポートの要点（物流システム改善に係る一連の実施スケジュール、ビジョン案・政策目標案、短期的優先施策等）について NLSC 及び NLC で審議しコメントを得られるように、委員会資料を作成する。
- (19) 成果報告セミナー開催
本調査の成果を、先方政府、他ドナー、民間企業等に対し、広く発表する場として広報セミナーを開催する。プノンペンで開催し、セミナーの参加者は 80 名程度、開催費用（会場借上げ費（1 日）及び資料作成費）を本見積もりに含めること。
- (20) ファイナルレポート作成
ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及びカンボジア側のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

- (1) 調査報告書
調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポート（報告書本編）とする。各報告書の先方政府・機関への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。
- 1) インセプションレポート
記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
提出時期：調査開始後 2 週間以内（2017 年 8 月上旬）
部数：英文 30 部（うちカンボジア側に 26 部）
CD-R 3 枚（うちカンボジア側に 2 枚）
 - 2) インテリム・レポート
記載事項：ビジョン案、短期優先施策リスト案（最優先施策含む）、本格協力の包括 MP 策定の調査方針骨子案
提出時期：調査開始 2 ヶ月後を目処（2017 年 9 月下旬）
部数：英文 30 部（うちカンボジア側に 26 部）
CD-R 3 枚（うちカンボジア側に 2 枚）
 - 4) ドラフト・ファイナルレポート
記載事項：ビジョン、短期優先施策リスト（最優先施策含む）、本格協力の包

括 MP の調査方針案

提出時期：調査開始 3.5 ヶ月後を目処（2017 年 11 月中旬。ただし第 1 稿は 11 月上旬に JICA に提出すること）

部数：英文 30 部（うちカンボジア側に 26 部）

和文（要約のみ）3 部（カンボジア側は無し）

CD-R 3 枚（うちカンボジア側に 2 枚）

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するカンボジア側コメント提出から 1 ヶ月以内（2018 年 1 月上旬）

部数：

① 報告書本編（要約を含む）

英文 30 部（うちカンボジア側に 22 部）

和文（要約のみ）6 部（うちカンボジア側は無し）

CD-R 5 枚（うちカンボジア側に 3 枚）

② カンボジア政府向け報告書（要約を含む）

英文 53 部（うちカンボジア側に 50 部）

CD-R 5 枚（うちカンボジア側に 3 枚）

(2) 報告書作成にかかる留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照すること。

なお、ファイナルレポートのうち、カンボジア政府内部向け報告書は、カンボジア側が定める計画文書の体裁・仕様に合わせる。

2) 報告書の形式・説明

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

(3) 主要な報告書以外の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後 5 日程度のうちに議事録を作成し JICA に提出する。なお、JICA カンボジア事務所での会議についても同様とする。

2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 3 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

3) 調査活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日まで JICA に提出する。

4) 広報パンフレット

調査の概要を取りまとめた広報パンフレット(A4 版 8 枚程度、カラー、英文及び和文)を作成し、JICA に提出する。内容については、写真、図説等を用いて、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。作成にあたっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明のうえ、内容の了承を得るものとする。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：和文 100 部、英文 300 部、電子データ(PDF)

注) ドラフト・ファイナルレポート説明の会合でドラフト資料を配布し、広報、コメント収集に役立てるため、英文 100 部（ドラフト）の印刷費も計上すること。

5) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

6) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① ファイナルレポートの概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

⑦ 添付資料

・業務フローチャート

・業務人月表

・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）※機材購入を含む場合

・会議議事録等

・収集資料リスト

・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文 3 部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年7月下旬より業務を開始し、2017年9月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。2017年11月下旬（JICAへの事前ドラフト提出は11月上旬）までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年1月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

項目 \ 時期	2017 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018 1月
事前準備		□					
現地調査		■	■	■		■	
国内解析			□		□		
報告書提出		▲ ICR	▲ ITR		▲ DFR		▲FR

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：約 20 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／総合物流政策（2号）
 - ・ 団内取りまとめ、NLC・NLSCの対応、国内外の物流施策を取りまとめて総合物流政策のビジョンを提示
- ② 国際物流競争戦略（3号）
 - ・ 周辺国を含む物流網・産業・市場配置を分析し、メコン地域における物流ハブ戦略構想の方向性を検討
- ③ 物流サービス効率化計画
 - ・ 現在の物流サービスのコスト及びパフォーマンスを周辺国等との相対的な評価を加えて分析し、優先的に改善すべき事項を検討。ICTを含めた物流サービス改善・効率化に寄与する技術導入・能力強化計画を担当
- ④ 物流インフラ戦略
 - ・ 周辺国を含むインフラキャパシティと活用度を分析し、調和と競争の観点からインフラ整備方針を検討

- ⑤ 官民連携／物流関連法制度・組織改革
 - ・官民対話を通じ、物流関連法制度・官民双方の組織改革を計画
- ⑥ 経済産業分析・サプライチェーン分析
 - ・産業を支える物流の現状分析及び IDP の産業開発方針に沿った物流改善の方向性を検討
- ⑦ 環境社会配慮
 - ・本格協力の実施に向けた環境社会配慮の予備的検討

3. 相手国の便宜供与 執務室の提供

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

カンボジア政府提供資料（資料一覧は別紙）

(2) 閲覧資料：

カンボジア国「国際物流機能強化のための情報収集・確認調査」（2016年8月）

- ・和文（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030506.html>）
- ・英文（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030507.html>）

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 再委託

以下の業務については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

(1) 再委託

- ・広報パンフレット作成（本見積）

再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その他、再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案する。なお本経費は本見積にて計上すること。

7. 安全管理

各対象国の JICA 事務所が作成する安全対策マニュアルにかかる事項を順守する。

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者数全員を登録する。

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA カンボジア事務所、在カンボジア日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

8. その他の留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上